

令和 6 年度第 3 回成田市環境審議会 会議録

1 日 時 令和 6 年 12 月 25 日(水)14 時 30 分～15 時 45 分

2 場 所 成田市役所 議会棟 3 階 第一委員会室

3 出席者

(委員)

原 慶太郎会長、片岡 孝治副会長、富井 柁夫委員、藤村 葉子委員、志村 勇亮委員、
村島 義則委員、鈴木 照密委員、佐久間 房子委員、木村 容子委員、須田 恭子委員、根
本 祥宏委員、幡谷 公生委員、菅澤 麗子委員、田中 昌子委員、入江 龍夫委員、中山
明子委員

(成田市)

環境部 岩沢部長

(事務局)

環境計画課:稲阪課長、栗澤課長補佐、栗田主幹、大木副主査、黒川主事

(説明員)

環境対策課:加藤課長、関口係長、櫻井係長

4 傍聴者 3 名

5 会議次第

(1)開 会

(2)議 題

「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安
全基準の改正について【答申】

(3)閉 会

●開会

●議題「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全
基準の改正について【答申】の質疑

【原会長】

本日の議題は「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正についての諮問です。

これまで様々なご意見を頂戴しておりますが、諮問となります。環境審議会全体の意見として答申をまとめることになります。

審議会としての公式な見解を答申として今日はまとめたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。少しおさらいをしたいのですが、前回の審議会では委員の皆様方から pH が 12 を超えるような場合には、環境への悪影響がないとは言い切れないため、規制の撤廃には反対である。

他の自治体が pH 規制を継続する中で、成田市が規制を廃止すると質の悪い残土を呼び込むことになる恐れがあるので反対である。

将来のことを考えると、リサイクルできるものは可能な限り、リサイクルして利用していかなければならない時代であり、地域の発展なども考慮すると、調査研究監視を強化しながら、必要な残土の利用を進めていかなければならないのではないか。との意見を頂戴しています。

また、市の当局からは、pH の規制を続けると、今後、盛土規制法の規制に基づいて行う土壌改良が条例で規制されてしまう事態となり、法律上問題が生じるとともに、土砂崩れなどの災害の発生を防止するという目的の達成を妨げてしまう恐れがあること。

行政法には、行政上の目的を達成する手段としての権利の制限は、その行政上の目的と均衡が取れたものではなくてはならないという一般原則があり、規制を行う場合には、規制が過剰なものにならないように慎重に行わなければならない。という説明がありました。

本審議会としましては、市当局からの諮問に対し、環境保全の観点から答申を行うものでありますが、行政機関への答申となりますので、環境の側面にとどまらず、市民生活、防災、そして法律等の社会制度の整合性など様々な条件を多面的に考慮しながらまとめる必要があります。

この点を踏まえまして、審議会としてどのように審議するかを議論してまいりたいと思います。基本的には委員同士で意見を交わしていくものになります。事務局へ回答を求める場合もありますのであらかじめご承知おきます。

本審議会は様々な立場の委員で構成されておりますので、環境面の専門知識はわからないが、それぞれのお立場からお考えになるところがあると思います。

先に市から示していただきました資料 1-6、今日は主にこの資料及び本日付の環境審議会委員からの意見及び回答の資料、この二つを基にしていろいろ議論を進めていきたいと思っております。

この資料 1-6 及び環境審議会委員からの意見及び回答を拝見しますと、藤村委員は pH の規制をやめるのではなく、これまでの規制値を緩くして pH2 から 12.5 と改めたうえで存続させると提案がありましたが、事務局から市の見解として、ご説明等ありますでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

環境対策課加藤でございます。座ったままで失礼いたします。ご意見いただいた回答と多少かぶってしまう部分がございますが、市の考え方をご説明させていただきます。前回、環境部長からも法律的な考え方で権利の制限というものは過ぎたるものではあってはならないという比例原則の考え方をお示ししているところでございます。今後、盛土を行う際には、盛土規制法の規定に基づき、事前審査などが行われるようになりますので、構造的に質が悪い土砂というものは十分に防げると考えております。残土条例の水素イオン濃度の基準で権利の制限をさらに行うという必要性はないものと考えております。

なお、pH2.0 以下又は pH12.5 以上のものは特別管理産業廃棄物となり、廃酸、廃アルカリになると思いますが、そちらを土に混ぜて埋立てるとなりますと、廃棄物の不法投棄に該当すると考えられますので、現状においても、廃棄物処理法によって規制されるものとなっております。

特別管理産業廃棄物である廃酸、廃アルカリにつきましては、液体の処理方法を定めたものでありますため、今回対象とする盛土材料としての固形物というのは特別管理産業廃棄物そのものには該当しないものにはなりますが、不法投棄ということで、既に法律のほうで規制の対象ということになっております。また、今回の意見に対する回答にもお示ししておりますが、地方自治法第 14 条によりまして、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定できるとされております。盛土規制法が適用になった後も、本市が今後も pH 規制を続けまして、盛土規制法では認められている盛土材料を規

制してしまうということになりますと、条例においては、環境保全の観点からの規制が主な目的ということで盛土規制法での目的とは異なっていたとしても、結果的に法律で許可される内容に制限をかけることになりまして、法律の適正な運用を阻害する条例、規制であると判断される可能性が生じると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【原会長】

改めて、資料 1-6 をご覧いただきたいのですが、これまでの市の説明資料及び委員からのご質問に関して、論点を整理いただきました。

まず一番目の論点についてということで、水素イオン濃度 pH の規制が妥当な規制であるかということに関しまして、論点のポイントを 1 から 6 までまとめてあります。その下に、残土条例の歴史ということでこれまで残土といいますと、私もそうですが、イメージとして非常にいろんな問題があったということですが、1980 年代から 90 年代までの経緯がそこに記されております。

その次の 2 ページですが、(2)として、建設リサイクルの背景ということで、今般のこの規制の改正に当たりましては、土砂利用のリサイクルを進める観点から、これまで通りの土砂の採取等を続けますと土砂利用の 5 割を占める新材の採取によって自然環境にも影響を及ぼしているという説明がなされております。そういう観点からも、この問題を考えないといけないと思います。

それから 3 ページになりますが、(3)改良土や再生土の主な用途ということで、改良土並びに再生土の説明がなされております。

それを踏まえまして、最後の 4 ページになりますが、市としての考えということで、これまで市からいろいろご説明があった、環境保全の観点からはもちろんですが、開発行為やリサイクルの推進などの経済活動の両面からバランスを取りながら規制をする必要があるということでこれまでの論点を整理いただきまして、さらに委員からの質問に対しても今答えていただきました。

これまでいろんな形で議論を進めてまいりましたが、できれば皆様方のご意見をお伺いさせていただいて、その上で、次の議論に進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

なかなか難しい問題ではあると思いますが、難しいなりに審議会という形ですので、皆様方のご意見を伺った後に、皆様方と一緒に議論を進めてまいりたいと思います。

それでは片岡副会長から右回りでご意見を伺いしたいと思います。

【片岡副会長】

前回、説明不足と感じまして、やはり皆さん十分理解できなかった部分があったのだと思います。

そこで資料を今回は、建設リサイクル推進計画だとか、国土交通省の有効利用の活用だとか、こういった資料をたくさん出していただいて、現状今こちらに書いてありますように、セメントというのはダムを作ったり、道路の路盤を固めたり、いろんなことで実際はもうやられていると思います。ただ影響が大きいかどうか、ここら辺の部分が問題になるのではないかと考えています。

成田市においても残土条例、答申がかかっていますが、あくまでもこれ条例ですから、市の条例ですよね。

許可を出すのは市だと思いますので、例えばサンプルをきちんといただいて、それに対してこれはサンプルですから全体的に見られるかどうかは疑問ですが、ある程度把握をしながら、きちんとその pH が中和されているか、あるいは行き過ぎていないか、先ほど言った産業廃棄物の処理法に引かかるような pH であれば、これは駄目だよという、きちんとした対応をしていただきながらやっていただければ、これはやっぱり今後ずっとリサイクルをやっていくのに必要な条件になってくると思うので、そこら辺の監視等を詰めながらやっていただきたいというふうに私の意見としては思います。よろしくお願いします。

【原会長】

一通りお伺いしてから議論したいと思います。

【須田委員】

残土といったときのイメージで pH ということを考えたのですが、残土とセメントというのが出てきた時に、残土とセメントが何か別物みたいな感じが私はしていて、セメントだとクロムが問題になると書かれていて、リサイクルもそういう中で進められているというところが私はこの資料で初めて知ったことなので。ちょっと私の中でまだ消化しきれてないので何とも言えません。

【根本委員】

根本でございます。

申し訳ございません。ただいま、検討中ございまして、私の意見がまとまっておりませんので次に進めていただけたらと思います。

【幡谷委員】

ここにある資料の中にありますが、盛土規制法において認められている材料の使用が抑制されてしまう恐れがあることから、水素イオン濃度を規制は適当でないと書かれておりますが、私もそのような思いはしております。

【菅澤委員】

菅澤です。考えをまとめるのが非常に難しい問題だなと思いますが、確かにこのまま土砂の利用量の約 5 割が現状だと新材を採取されているとのことで、これはどうしても防ぎたいということはあると思います。そのために、こういったリサイクルの資材といいますか素材を使うのはとてもいいことと思います。ただし、やはり今回、富井委員が意見・ご質問されているように、残土を積んだところだけの問題ではなくて、その途中の輸送ですとか、積んだ後の周辺地域への影響ですとか、そのようなところをやはり細かくしっかりと分析して、報告していただいて、継続的に監視、管理をされていくことがこれから必要ではないかと感じました。

【田中委員】

大変難しい問題でよく理解ができてないというのが現状ですが、私は pH12.5 以下であれば影響がないということであればいいと思いますが、ただ、業者の人が本当にちゃんとそれをやっているのかということをやちゃんと見守って、規制をかけるということが大事ではないかと思いました。

【入江委員】

私は、pH がアルカリであれば問題ないと思います。むしろ酸性であれば土壤に与える影響が大きいと思いますので、酸性のほうは規制をきちんとする必要があるのではないかと。

雨も酸性雨とよく言われまして、逆に土のほうは少しアルカリが強いほうがよいのでは

ないかとこれは素人考えです。やはり、これだけいろんなところでリサイクル、リユースと言われておりますので、盛土なども有効利用が必要かなと思います。あまり過度に規制をし過ぎると活力を削ぐということがあるのではないかと思います。これは意見です。

【中山委員】

すごく難しい問題でバランスとらなければいけないと思いますが、まず、建設汚泥というのが汚泥と言われたものがどういうものなのかと。残土の定義がよくわからないということと、建設汚泥とあと、盛土規制法ではある程度規制をされているということですが、考えがまとまらないのですが、結局その場その場はリサイクルして使っていくのは必要だと思いますが、さっき誰か言っていました、やった後に浸み込んでいったときに何十年か経って影響が出るっていうことがなければいいのですが、それってやってみないとわからない話なので、どこまでやってみないとわからないところを規制するかというのは、確かに法律は必要なのですが、市としても市民を守るという立場で条例を作っていくてはいけないと思うので、その兼ね合いをどこまで持っていくかというところは誰もわからないというのが実情かと思います。わからないから何でもいいやというわけではなくて、どこか規制をかけたほうが良いと私は思っています。特に酸性だろうとアルカリだろうとやっぱり極端なものというのは排除しないと何か起きたときに困ると思います。今 PFAS も問題になっていますが、我々が知らないものが影響してくる可能性があって、それが pH で規制できるものがあるのであれば、しておいたほうが良いのではないかと私は思っています。

【木村委員】

私も資料を理解するのがエネルギーを使って大変ですが、今中山委員がおっしゃったように長い間 PFAS みたいに何年も経ってから影響が出るってのがすごく今のところ心配ということです。あと NHK の解体何とかがっていうのでセメントの残土などを焼いたりして、リサイクルするようなことをやっていましたが、埋立てのときのそういうコンクリートの処理の方法とかというのはちゃんとチェックしたらどうかと思いました。

【佐久間委員】

やはり安全基準を改正していただいたものに則って、見ていただかなければ、基準にな

るものがなければ、結果は出ないと思います。だから安全性が大丈夫だというラインでいろいろな角度から見直してみたほうがいいと思います。

【鈴木委員】

やはり環境に関わるのが一番大事ですので、その自然環境が侵されないように、また私達の生活が侵されないようにというのは一番大事だと思っておりますので、法律なり条例なりしっかりしたものができてもやっぱり抜け穴とかどっかがあってしまうとそういうところを悪用される場合がありますのでそういったことがないように条例が決まった後も常に監視と、その後の何か問題があれば、すぐに新しくルールを決められる、そういった体制を作ることが一番大事かなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

【村島委員】

今までずっと説明等を聞いていたのですが、なかなか難しくてわからないのですが、ただこの残土が、先ほど誰か言っていましたが、長い間にいろいろな意味で雨やなにかで環境に悪影響を与えていく場合のことを考えると、やはりもう少し、ゴルフ場じゃないですが、池のところも下に漏れないようにとか、そういうのがあると思いますので、そういうことをお願いしたいなという感じはしていました。

それから条例の改正について私は、いろいろ削除するなど、二重三重になるのでそれについては市のほうで言っていることについては賛成したいと思います。

【志村委員】

元々残土条例というのは、国の規制が全くなかった中でいろいろ問題が起きてきたということで各自治体が応急措置みたいな形で自衛の手段のために作った条例だったというふうに思います。そういう中で、リサイクルの進展だとか、あるいは社会情勢が国における法の整備が進んできたとか、あるいは技術の開発が進んだということで、今ある条例の規制が法律に抵触する恐れがある、あるいは全体的な社会の発展をひょっとしたら阻害する恐れがあるという点で規制を外すということは社会進展の中では当然ありうることだと思いますのでそこは理解したいと思います。

ただ、やっぱり元々の条例の目的が適正な埋立てということですので、pH の規制を外

したとしても、要は総体として適切な埋立てが行われるかどうかという点が肝心ですが、それはご説明を聞きますと、技術基準だとかマニュアルだとか、あるいは廃掃法の適用だとかで対応するということになるのでしょうか、そうしますとそこを直接所管する県の県土整備部あるいは県の廃棄物指導課、場合によっては警察とそういったところと非常に連携をとっていかなければ適正な運用はできないと思いますので、併せて、今後より一層そういう連携をとっていただいて、総体として適切な埋立てが行われるということであれば、当然社会の進展に伴って条例を改正するということはあることだと理解しています。

【藤村委員】

私が資料の 1-6 を見たことに対する意見は環境審議会委員からの意見及び回答のほうに書いてあります。そこで 2 点ほどあるのですが、この 1 ページの私の意見のところの pH が 12.5 以上と 2 以下というのが、先ほどご説明ありましたように私の書き方が曖昧だったのですが、廃酸、廃アルカリが特別管理廃棄物となってしまう。つまり環境や人体に悪影響を及ぼしてしまう危険性があるものとして特別に管理しなくちゃいけない廃酸、廃アルカリとして、pH の 2 か pH の 12.5 というのが定められていて、別に私はそれが混じっているという意味で言ったのではなく、こういう規定というものが世の中に存在する以上、たまたま改良土が 12.5 以上になったとしても、廃棄物ではなくて改良土としても 12.5 以上になってしまったものは、やはり規制すべきと思います。ということでこの数字を利用させていただいたということでございます。

あと、3 ページのほうに、今、お話がありましたように、過度な規制というお答えがありましたが、私は条例で法律以上の規制をかけるということは今回も、例えば、pH を 2 から 12.5 にするという規制であれば、決して過度な規制だとは思いません。なぜならば、この範囲であれば、適切な改良土の作成は可能であると思いますし、条例が法律を上回る横だし、上乘せそうということで今までも市民の環境を守ってきた歴史と実績がございますのでそのことを十分に認識していただきたい。環境に関しては、過度な規制というものをあまり恐れる必要はないという歴史があるということを確認していただきたいと思います。しかし、これは私の個人的な意見でございまして、今後はパブリックコメントや議会のほうの成田市民の皆様にご判断はお任せしたいと思います。

【富井委員】

いろいろな意見を聞いて正直なところ私いろいろ迷っています。pH を例えば除去した場合は、どんなものが入ってくるかわからないわけです。そうすると、大変危険ではないかと思います。ですので、私今のところは、実は pH はこのままでいいのではないかとと思うようになりました。

例えばさっき特管物の話が出ましたが、pH2.0 以下の廃酸そして 12.5 以上の廃アルカリ、これはもう廃棄物処理法によって埋立てが禁止されているのです。それを海に出す場合は pH を 5 から 9 に調整して出さなくちゃいけないというわけなのです。ですから、強酸、強アルカリ性のものを絶対埋めたら駄目だということです。

自然に返す場合は 5 から 9 ぐらいにして自然に戻さなくちゃいけないよというようなことだと私は思います。

そうすると、この今まで私達が使っていた 4 から 9 というのは真つ当な数字だと私は思います。ですので、私はこのままで、あとは法的な不都合が生じるということですが、法的に認められた資材は、pH の安全基準から適用しないというような例外規定を設けるとか、あるいは許可をするときに国で定めたとか法的にも認められたら資材は使ってもいいですよというような指導ができないものだろうかと今そう考えています。

ですから、このままで、あとは国で定めて安全ですよといったものは認めてもいいという感じで何かできないものかなと今思っています。

【原会長】

皆様方からそれぞれご意見をいただきまして、まとめるのは難しいなと改めて感じているのですが、最初に戻ってなんで条例の改正が出てきたかというところで、まず盛土規制法というのがあって法体系と、今成田市で進めている条例との齟齬が生じるということでいろいろ議論してきて、これに関しても藤村委員のほうからは、いや、そういうことはあってもいいのではないかというご意見もいただきましたので、改めてちょっと市のほうで、その辺りのところをどのようにお考えかを伺いまして、また皆様方からもう一度ご意見がある方はご意見を募りまして、次の段階に進めたいと思います。今それぞれの委員の方からご意見いただき、特に最後の学識委員の方からいくつかご意見をいただきましたが、それに関して市のほうで何か回答とかありましたらお願いいたします。

【環境対策課 加藤課長】

いろいろなご意見をいただきましたので全部のご意見に一つ一つお答えをするのは難しいのですが、全体的なお話でさせていただければと思います。

環境審議会ですので環境への影響というのは重要なポイントになるかというところではあるのですが、先ほども申し上げているところではございますが、環境の観点から規制を設けたとしても、盛土規制法で認められたものののに使えないという状況ですと実際正しく進めようとしている事業者側から何らかの形で訴訟を起こされるなど、そのような場合に市として場合によっては損害賠償を求められて、その損害賠償金は市税からになりますので、この辺の判断がなかなか難しいところで私どもとしてはそのような結果として上乘せになる規制というのはなかなか難しいものと捉えておるところでございます。

それと長い期間の影響に関してですが、例えば今回議題の中心にさせていただいている改良土、再生土、セメント固化材など石灰などを混ぜるという部分ですが、こちらは回答にも記載させていただきましたが、道路やその他住宅などの建築物ですとか、橋などの構造物ですとか、そのようなものに幅広く、現在も昔から使われているものでございまして、実際、橋や住宅、道路などの pH が高いから健康被害が出たという事例は、確認されていないと認識しておりますので、長い間の健康影響というのは極めて稀なことになりますので、そこを規制するというのもなかなか難しいと私どもとしては捉えております。また、何名かの委員さんからお話がありました監視をしていくというところですが、現状でも土質に関しましては、有害物質、ヒ素ですとか重金属類の規制の物質は今もありますし、今後 pH が除かれた後もその部分は規制物質として残りますので、そういう人体に有害な影響を及ぼすものというのは土が搬入される前と搬入された後にそれぞれ土質検査を行い、しっかり監視をしていくということになります。

また、これも現在実施していることではありますが、市の職員のほうで市内の不法投棄と併せてこういった盛土などの不適正な盛土がないかどうかというのは、市内をパトロールしております。仮に不適正な盛土等があった場合は、現在も警察を呼んで作業を止めてもらったりとか、そういった対応をしておりますのでその辺は盛土規制法だったり、廃棄物処理法だったりすると警察だけではなく、県と連携して不適正なものには対応してまいりたいと考えております。

【原会長】

この時点でご意見ございますか、委員のほうから。

【入江委員】

pH のですね、これ今の大体議論するとしたらアルカリの強いほうに集中しているように見えるのですが、この酸性というか、7 から下のほう、4 とか 2 とかそういうものというのは結構あるのでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

酸性が高い土壌というのは自然にも存在してはおりますが、この近辺ではそういう酸性土壌のものはないと認識しておりまして、盛土が行われる場合は、主に東京都などで建物の解体があった後にその土が余剰になるので搬入されるというケースが多いのですが、東京などの土ですと、元々建物が建っていた場所ですので、そこまで酸性というような土壌がないので、成田市の現状を考えますとなかなか実例として考えにくいものと認識しております。

【中山委員】

質問ですが、今更なのですが残土の定義ということと改良土というのはコンクリートを混ぜたものと理解してよろしいのかの確認と、特別管理廃棄物ってさっき何かの法で規制されているとお話がありましたが、それとの兼ね合いというのはどうなっているのかをちょっと教えていただけますか。いろんな法律があって絡み合っているように思うのですが、あまりにも法律を知らないので判断ができないのでちょっと教えていただけますか。

【環境対策課 加藤課長】

まず、残土ですがこちらははっきりとした定義はございません。一般的には先ほど入江委員からのところで申し上げた、どこか建物などを取り壊した後に、その地面の土が余剰になりますので、余剰になった分がいわゆる残土と言われるものになります。

それから改良土ですが、中山委員の認識の石灰やセメント系固化材などで固めたもの、混ぜたものという認識でよろしいかと思います。

それから特別管理廃棄物は、こちらは廃棄物処理法に規定があるものになりまして、先ほどの廃酸、廃アルカリというものが該当するところになります。

【中山委員】

そうすると先ほど言った、pH2 以下と pH12.5 以上については廃棄物処理法で規制ができると考えてよろしいのでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

その通りです。pH2.0 以下、pH12.5 以上の廃酸、廃アルカリであれば、廃棄物処理法のほうで規制が既にされておりますので、条例であえて特別管理廃棄物に関して規制を加えるということは不要と考えております。

【原会長】

そのあたりは、なかなか理解しにくいところですが、いわゆる廃棄物の枠組みで処理されるものと、今回議論しているものとは異なるということで、その土俵の上で議論いただければと思います。

今までご意見を伺いまして、確かに環境審議会のメインなところになると思いますが、環境に対する影響が心配だというご意見があります。これはなるべくそれは可能な限り、払拭しないといけないと思いますので、もう少し質問とかあればまた事務局のほうにお伺いしたいと思います。

一方で、リサイクルの促進とか法整備の問題だとか、さらには前回でしたか事務局のほうから説明があったかと思いますが、安全性とか防災の観点からこの pH をこのまま残すことがその観点で好ましくないというようなご説明もあったかと思いますが。

そのようなところを総合的に判断してこの審議会としてどういう答申を出すかという結論に持っていけないといけないと思いますが、改めましてこの時点でご意見ご質問があればお受けしたいと思います。

【中山委員】

今、議長のおっしゃった廃棄物と残土は違うというようなお話をされたのですが、そうするとその法律自体では規制ができないというふうに考えたほうがよろしいのですか。

【環境対策課 加藤課長】

廃棄物と判断されれば廃棄物処理法の規制になります。なので、例えば高アルカリな石灰を混ぜた残土ということでは廃棄物処理法の適用にはならないです。

ただ、石灰を混ぜて高アルカリになったものは土を固めるという効果がございしますので、今回盛土規制法のほうで地盤が弱いというときに、高アルカリになってしまうものを混ぜて結果的に地盤が緩まないで、土砂崩れなどの危険性がなくなったのにもかかわらず高アルカリなのでそれは緩くしてくださいと現行の pH 規制を続けた場合は指導せざるを得ないことになる。そういう状況を避けるために今回規制を外させていただきたいというところが私どもの狙いになります。

【中山委員】

そうすると、そういう斜面というか、そういった法面みたいなところでは必要だけれども普通の平地のところでは必要ないですよ、そこまで固める。例えば、田んぼを埋めて非常にぬるぬるのところに入れたい場合もあるかもしれないですが、田んぼなんか逆に言うと水はけが良かったりするところもあったりすると、水の中にいろんなものが入っていく可能性がすごく高くなるし、斜面については固めて土砂崩れがなくなるのはいいと思うのですが、斜面に使うときは OK ですみたいなそういう特例みたいな形で、その pH の規制というのをしたほうがいいような。昔成田市でもありましたよね、残土だって言われて埋立てたら、その中に医療廃棄物があって大騒ぎになって、水を地下水だけ飲んでいる人たちが大変な思いをしたという事件があって、それを処理するのに 2 年以上かかった事例があることを私は知っておりますので、そうならないことを願いたいので、できるだけ環境影響がない、それから人間の生活に影響がない場所では OK よみたいな、特例みたいにできたらいいなと。そういうことができるかどうかは別です。そのようにできないかなと勝手に思ったのですが、いかがでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

平坦なところに使うかどうかというのは、構造上のところになりますので、今後は盛土規制法のほうで見ていくものにはなるのですが、周辺環境に影響がないかどうか、不適正に行われていないかはこちらの環境部門でも、先ほど申し上げたパトロールですとかで見てまいりますし、長い間かけて浸み出たりとかそのような部分に関しても補足で申し上げますと、市で河川水質調査を実施しておりますので、そういった部分でもし異常が出た場合は原因を探って、仮に残土の盛土現場がその原因であるということが判明すれば、その事業者に対して指導をしていくというところは考えられるところではございます。

【中山委員】

調査はされていますが、原因を究明して改良をしているという事例が今までにないと思います。河川の中で大腸菌がすごく多いところもずっと放りっぱなしですね。調査はしていますけど。その人たちにそう言われても全然信じられないというのは私だけでしょうか。

【環境対策課 加藤課長】

大腸菌に関しては様々な要因がございますので、なかなか原因というのは特定しづらいのですが、大腸菌というのは今大腸菌群数から大腸菌数に測定内容が変わりましたので糞便であるというところはわかっておるところではございます。この糞便が例えば未処理の下水だったり、あとは肥料であったりとか、またあるいはその他のものであったりとかそういういろいろな要因がありますので、成田市としては、下水道の適正な管理と下水道区域ではないところには浄化槽を設置してもらうために補助金を出したりして進めておるところがございますし、あとは農業のほうでも肥料の適正利用を呼びかけているところで、市としてできる対応はしているところでございます。

また、実際、河川調査で対応した例というのはございまして、過去にセレンが検出された河川があったのですが、そちらは原因と原因者を特定して対策をとったという事例はございます。

【原会長】

この審議会は市を問いただす場ではないので、今後のこういう枠組みをもし作る際に、そのことに関しては今ご意見いただいたことを念頭に置きながら十分やっていただくということで納めていただかないと、この議論のまま進みそうですのでご理解いただければと思います。

【片岡副会長】

皆さんいろんな意見をお持ちで、私成田は自然環境が豊かでとても土壌もいっぱい余っているというか、今寺台の農協さんの跡地のこっち側の山を削って綺麗な山砂を使ってどんどんどちらか空港のほうに運んでいたりする人もいますよね。そういったことでリサイクルされる残土がどのぐらいの割合で成田市のほうに上がってきているのかなとい

うのはちょっと知りたいなと思いました。全てリサイクル残土を使う必要もないので、何割かはもうほとんど綺麗な山の砂を使ったり、綺麗にやっていると思います。

そういったところの開発で植栽をしたり、きちんと開発行為を行えば、自然環境を 1 回は壊すという言い方はあれだけでも、また開発行為の中には何割かは自然を戻すという形でやられると思います。どうしても必要なところについてだけ多分、残土のリサイクルされたもの、これを使っていくのだと思います。把握されているかどうかはわからないのですが、現状で今日答申されますよね。必要に迫られて答申が出ていると思うので、そこら辺の考えというかどのくらいの率で使われるのか今後一番重要なことかなと思うのでお伺いします。

【環境対策課 加藤課長】

リサイクルの率ですが、残念ながら現状では持ち合わせがございません。ただ、国全体で推進しているところは確かではございます。先ほど片岡副会長がおっしゃられたように基本的には先ほども申し上げた東京などの建設現場から余剰で出た土の適正な建設発生土というものが中心にはなりまして、改良土や再生土も適正に処理されたものを受け入れるというのが盛土規制法の規制に入っておりますので、改良土や再生土であっても適正に処理されたものが使われるというのは確かなことだと認識しております。

【志村委員】

もし事務局のほうで私の理解が違っていたら訂正してください。成田市の残土条例って 500 平方メートル以上が対象ですよ。500 平方メートル以上を埋立てるものについては先ほどのり面で、例えば補強するために強くしなきゃいかんという事態になったら 500 平方メートル超えたらもう一律それは許可できないわけです。そういう面で非常に一律の数値で安全性を適正に担保するっていうのが果たして適正かどうかという点があると思います。要は、総体としてその埋立てが適正だ、安全だということが確認できればいいので結果的に土を固めるということが、今のやつだと 500 平方メートル以上は一切できなくなっちゃうような事態が考えられるので、そこは規制を外してもいいけれども、その代わりその埋立て全体を安全なものにする担保、それをきちんとしてほしい、そういう面では外すことも一理あると思うのです。

【環境対策課 加藤課長】

今、志村委員がおっしゃっていただいたように、盛土規制法も 500 平方メートルを超える範囲に規制が入りますので、残土条例とほぼ同じ規制の範囲になるのですが、pH で規制してしまうとやはり志村委員がおっしゃられたような地盤が緩い部分を固めるという部分のところが、規制をしてしまうことでうまく進まないということが想定されるというところがございます。ですので、今回 pH の規制に関しては、外させていただきたいというところがございます。

【原会長】

いろいろご意見いただきました。もう一度振り返りたいのですが、この盛土規制法がもう既に令和 5 年に施行されて、千葉県の実用開始が令和 7 年、来年の 5 月を目途に進めているということです。今のようないことが想定されるので、pH の値を外すということで今議論をしているわけです。どういう形でこの審議会として意見を集約しようかということになりますが、基本的にその環境の問題をないがしろにするということは全くなくて、そのことが担保されるように、附帯意見を付けるとかそういうような形で意見をまとめるということもあろうかと思いますがいかがいたしましょうか。

【須田委員】

今の感じだと、いろいろな分野にわたった建設種類のところをひとまとめにして、それを通そうとするのが無理な感じがして、公園とか住宅地とかそういうようなところと、やっぱりさっき言ったのり面とかそういう本当に補強せざるを得ないような場所というのをひとくくりにして条例にするのは、やっぱりちょっと難しいところがあると思うので、ちょっと条件付きみたいなところでこういうところは許可できるとかできないとか、そういうのはちょっとまずいのでしょうか。逃げ道になってしまうのでしょうか。

【原会長】

場所によって規制を残すということですか。それは pH の規制を。

【須田委員】

はい、そうですね。ただ、私は藤村委員の言われた 12.5 以下にするというのは、お話を伺っていてそれはありかなと思いました。

【環境対策課 関口係長】

環境対策課の関口といいます。よろしくお願いします。基本的には盛土規制法で使用材料が決められていまして、こちらの中身がいわゆる残土なのですが、建設発生土は種類がありまして第 1 種から第 4 種程度までありますが、これ大体土の硬さというか、丈夫かどうかという構造を見る部分になってきます。基本的には第 1 種から第 3 種という通常の土の形をしたようなものが対象になってきます。その中で第 4 種というと建設汚泥とか、ちょっと水分が多く含まれているようなものというのも、要するにリサイクルの観点から石灰とかセメント系のものを混ぜて利用できるようにしましょうというのが、盛土規制法でうたわれています。なので、皆さんがちょっと懸念されているその廃棄物が混じっているだとか、そういったものというのはそもそも廃棄物処理法違反になりますので、それはまた別の話ということで考えていただきたいと思います。

我々が規制するのはあくまでも盛土規制法で認められている材料で、かつその環境の土壤汚染対策法とかあるのですが、要は、クロロエチレンとか有害物質についてはきちんと盛土規制法で規制されてないものですから、そこは規制していきましょうというものになります。

それから、盛土規制法で使用が認められている pH のものが条例により齟齬が出て規制されてしまうというのも懸念の一つなのですが、pH というのが、例えば 12.6 とか出たときに、ずっと 12.6 だったら規制の意味があると思うのですが、pH というのはちょっと厄介なものでして、空気とか土壤に触れていくと、だんだんこれが中和されていってしまうという性質があります。なので、その測った当時は確かに違反だったものになるのですが、それが例えば、経年変化を経て、例えば撤去させようとしたときに測った場合に、今度は基準値内に収まってしまったと。収まってしまったっていうのはちょっと言い方が変ですが、同じ物質なのですが、それが測った時期によって、変わってしまうものを条例なり市が規制してしまうのが、問題なのではないかということで今回この pH については削除したいという意図があります。

その辺をもう 1 回ちょっと踏まえまして、ご検討いただければと考えております。

【原会長】

改めて今、市のほうからご説明いただきました。本当に外から持ち込まれるものに関す

る懸念はあるかと思うのですが、そのことは盛土規制法の枠組みとその他のいろんな対策法があるということでそこで規制はされているということを前提に、pH の値を外すかどうかということに関して議論いただきたいのです。この場としては。諸々あるのですが、そのことは今のような形のご説明いただいた中で、ご理解いただいた上で、審議会として市から諮問があったものに対して答えないといけないわけですので、そこに対してピンポイントで詰めていかないと時間も迫ってきましたので、進めたいと思います。

なかなかこれをまとめるのは難しいのですが、繰り返しになりますが、懸念を持たれている方もおりますし、ご賛成いただいている方もおります。特に最後に、学識経験者からいただいたご意見、専門家の立場からもご意見いただきました。特に藤村委員からは当初から pH に関して、残すべきだという観点からご意見をずっといただいておりますが、最後にこの場としては留めて、パブリックコメントなり、市議会のところで議論をというご意見もいただきました。

富井委員からは、環境審議会委員からの意見及び回答と前回の説明に対して質問をいただきまして、それに対して工事を行う上での環境に対する懸念とかに対して表明いただきまして、それに対して市から具体的な対応の回答をいただいております。

このような対応を取っていただければ、今懸念されているような事柄は対応できるのではないかと私自身は考えます。その上でさらにこの環境の問題だけではなくて、先ほどの法律の整合性やら、リサイクルの促進や防災の観点から pH を外すことが必要ということとを踏まえますと、この審議会としてはその市からいただいた諮問に関して附帯条件を付けてお認めするという形で、進めることがいいのではないかと思います。提案したいのですが何かご意見あればお願いいたします。

【入江委員】

議長がおっしゃった附帯条件というのは具体的にはどういうふうなことをお考えでしょうか。

【原会長】

これもいろいろあろうかと思いますが、附帯条件としてつけたほうがいいと思いますのは、先ほどの環境審議会委員からの意見及び回答のところにあります富井委員からの質問に対する市からの回答があるのですが、これを読み上げますと、工事期間中の周辺環

境への影響については、雨天など悪天候によっては、表流水や浸出水の区域外流出の可能生が懸念されるが、覆土等が間に合わない場合には遮水シートなど対策を進めると、それから検査等を進めるというようなことですが、そのうちの、まず改良土による環境への悪影響を防止する対策を徹底していただくという観点から、こんなのがいいのではないかと読み上げますが、「改良土等を利用する場合に、表流水、浸水の区域外への流出による環境への影響が見込まれる場合には、適宜、覆土や敷土をするように指導すること。また、覆土等が間に合わない場合には、表流水が流れ出ないように遮水シートなどにより対策を講じる旨、許可条件に付すること等を検討すること」というのが市の回答も踏まえて附帯意見として付ける文言になろうかと思います。いかがでしょうか。

それでは今読み上げたようなことを附帯意見として付けるということで審議会としては答申したいと思います。この件について何かご意見はございますか。

それでは今日は答申はないですね。この文言等は今のよう形でまとめていただくことでよろしいですね。今このような形で答申するというので、この審議会としては認めていただいたということで、今日の議事を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

他に議題をお持ちの方、事務局ございますでしょうか。

【環境計画課 稲阪課長】

慎重審議どうもありがとうございました。ただいま会長のほうでおまとめいただきましたが、今回の答申に関しましては、市の提案に附帯条件を付けてお認めいただけるという形で。事務局といたしましては、先ほど会長のほうで答申案をお話いただきましたが、その辺を会長にご指示いただきながら作成をして、委員の皆様にもたくさんご意見いただいておりますので、改めてご確認をいただいた上で、その上で審議会として市に対して答申をできればと考えておりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

【原会長】

そのようにお願いいたします。それでは他に特にご意見等ございますでしょうか。この件に関しては本当にいろんなご意見いただきましたので、市のほうでは市民なりこの審議会の委員の方々の意見を踏まえて、ぜひいい形でこの行政ができるように進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、今日の議題はすべて終わりました。どうもご協力ありがとうございました。

●閉会